【目次】

基本的方向 1 消費生活の安全・安心の確保(4課題、16事業)		基本的方向 4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) (4課題、98事業)	
課題 1 食品の安全性の確保:1~7(7事業)	1	課題 1 消費者被害防止のための教育(17事業)	
課題2 住まいの安全性の確保:8~11(4事業)	4	(分類1) 消費者被害防止に係る教育の促進:40~48(9事業)	18
課題3 生活用品の安全性の確保:12~14(3事業)	 6	(分類2) 消費者被害防止に係る啓発の促進:49~52(4事業)	22
課題4 関係機関との連携:15~16(2事業)	7	(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化 : 53~56(4事業)	24
数値目標、指標	8	指標	26
基本的方向 2 適正な取引環境の確保(3課題、10事業)		課題2 自立した消費者になるための教育(62事業)	
課題 1 適正な表示の推進:17~19(3事業)	9	(分類1) 食に関する教育の促進:57~71(15事業)	27
課題2 適正な計量の推進:20~21(2事業)	10	(分類2) 情報とメディアに関する教育の促進:72~76 (5事業)	31
課題3 生活関連商品の調査、安定供給:22~26(5事業)	11	(分類3)環境教育の促進 (持続可能な開発のための教育①): 77~94(18事業)	33
指標	12	(分類4) 国際理解教育の促進 (持続可能な開発のための教育②): 95~100 (6事業)	38
基本的方向3 相談による消費者被害の救済(3課題、13事業)		(分類5) 消費生活の様々な分野における教育の促進 : 101~112(12事業)	 40
課題 1 消費者被害の救済: 27~34 (8事業)	13	(分類6) 消費者教育を促進するための取り組み : 113~118 (6事業)	44
課題 2 相談体制の強化:35~36(2事業)	15	数值目標、指標	46
課題3 関係機関との連携:37~39(3事業)	16	課題3 事業者及び事業所への教育(7事業)	
指標	17	(分類 1) 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進 : 119~122(4事業)	51
		(分類2) 職域における消費者教育の促進:123~125(3事業)	52
		指標	53
		課題4 担い手の育成・支援(12事業)	
		(分類1)関係機関との連携:126~128(3事業)	54
		(分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援 :129~137(9事業)	55
		· ····	57

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題1 食品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題1 食品の安全性の確保

課題] 番号		施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
	消費生活 センター		健康被害に関する相談があったため、食品安全 課へ専用シートを活用して情報提供を行った。 〇食品に関する相談情報連絡票の送付件数 ・送付件数(1件)	消費生活相談の中で、食品による健康被害に関する相談を受けた場合は、相談者の同意のもと食品安全課へ専用シートを活用して情報提供を行う。
1		食中毒及びその疑いによる健康危機が生じた際は、食品衛生所管課等と迅速に連携を取り、健康被害の拡大防止等の対策を実施します。	保健所から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行った。 ・他県等から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査の依頼を行った。	保健所から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、被害拡大防止の観点から、関係自治体への調査依頼、情報提供、国への報告、記者発表等を行う。 ・新たに国が設置した広域連携協議会へ参加し、国及び他自治体と連携・協力していく。他県等から食中毒(疑)発生情報を受理した際は、食品安全課と相互に情報を共有し、必要な調査を実施する。
	食品安全課		・原因施設等に対し、営業停止、施設等の改善指導、及び衛生教育等、再発防止に必要な措置を 実施した。 食中毒による処分件数(5件)	市民等からの届出に基づき迅速かつ的確に原因 究明調査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、 関係機関へ情報を提供する。
2	生活衛生課	食の安全性確保のため、食品衛生法に基づき、 千葉市食品衛生監視指導計画を策定します。	平成31年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定 した。	令和2年度千葉市食品衛生監視指導計画を策定 する。
3	食品安全課	食品衛生法に基づき食品営業施設等の監視指導を実施します。	重点的に実施する施設を定め監視指導を行った。 〇食品営業施設等の監視件数 ・監視件数(6,557件)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通拠点となる食品製造施設、大規模食品取扱施設、給食施設等(地方卸売市場内施設及び食鳥処理場を含まない)に対し、重点的に監視指導を実施する。

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題1 食品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全·安心の確保 課題1 食品の安全性の確保

<u> </u>				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
4	食品安全課	地方卸売市場における食品営業施設等の監視指導、食品検査を実施します。	地方卸売市場内の施設を監視指導を行った。 〇地方卸売市場における食品営業施設等の監視 件数 ・監視件数 (14,100件) ・検査依頼検体数等 (192検体 7,171項目)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に 基づき、食品の流通拠点として、重点的に監視指 導を実施する。
5	食品安全課	食鳥検査、食鳥処理場の監視指導を実施します。	食鳥処理場の監視指導を行った。 〇食鳥処理場の監視指導実績 (1)大規模食鳥処理場 ・監視回数(14回) ・監視指導件数(42件) (2)小規模食鳥処理場 ・監視回数(2回) ・監視指導件数(4件) (3)大規模食鳥処理場 食鳥検査 ・検査羽数(7,331,460羽)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に 基づき、一羽ごとに食鳥検査を行うとともに、食品 の流通拠点として、重点的に監視指導を実施す る。

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題1 食品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全·安心の確保 課題1 食品の安全性の確保

<u> </u>					
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
6	健康科学課	食品衛生法に基づく食品検査を実施します。	平成30年度監視指導計画に基づき食品等・給食食材の検査を実施した。 〇食品検査実績・微生物学的検査(348検体 1,633項目)・理化学的検査(498検体 17,362項目) 他に食中毒・食品苦情のものを対象に検査を実施した。 〇食中毒・食品苦情検査実績・微生物検査(583検体 8,219項目) 理化学的検査(16検体 144項目)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の試験検査を実施する。	
7	農政課	新鮮で安心な農産物の供給確保のため「千葉市 産農産物生産者認証制度」を運用します。	区役所朝市(花見川、稲毛、美浜)・幼稚園ふれあ	地産地消の取組を推進するため市内生産者が生産した農産物の販売機会を増やすとともに、「地産地消マーク」の周知を行う。また県と連携し、市内生産者へ「ちばGAP」(県が認証)の情報提供及び取得支援を行う。	

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題2 住まいの安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題2 住まいの安全性の確保

	2 住まいの安全性の催保			
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
8	環境衛生課	シックハウス対策や衛生害虫の自主的な駆除な ど、住居衛生に関する相談業務を行います。	住居衛生に関する相談の受理 ・化学物質等(15件) ・害虫相談(201件) ・シックハウス関連(1件) 住居衛生、衛生害虫に関する講習の実施(計5回)	住居衛生相談窓口で相談を受け付ける。 講習会の開催や、ホームページ等を活用し知識 の普及を図る。
9	建築指導課 (住宅政策課 から事業を移 管)	木造住宅及び分譲マンションの耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成します。		昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設された、戸建の木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断助成を実施する。 耐震診断の結果、耐震性能が劣っていると診断された、木造住宅(平成12年5月31日以前に建設され、構造評点1.0未満)及び分譲マンション(構造耐震指標が0.6未満)について、耐震改修を行うものに対し、耐震改修助成を実施する。構造評点0.7未満と判定された木造住宅(昭和56年5月31日以前対象)について、二段階の工事により現行の耐震基準を満たすように耐震改修(二段階耐震改修)を行うものに対し、助成を実施する。 木造住宅(昭和56年5月31日以前対象)の1階部分に耐震シェルターを設置する場合に耐震費用の一部を助成する。

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題2 住まいの安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全·安心の確保 課題2 住まいの安全性の確保

	任まいの女主任の確保			
番号	· 所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
10	住宅政策課	すまいのコンシェルジュ(千葉市住宅関連情報提供コーナー)において、住まいに関する情報提供などの相談業務を行います。	・すまいに関する相談業務などの相談業務を行った。・相談実績(軽微な相談1,479件を除く)592件	・すまいに関する情報提供などの相談業務を行う。 ・市内にある空家等に関し「物件情報や売買(賃貸)条件」と「物件の利用希望者の利用条件」の情報を相互に提供する(「空家等情報提供制度」、目標件数40件)。
11	他談話 (旧 建築審査			・ホームページにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかけを行う。 ・市政だよりにおいて中間検査や完了検査の受検の呼びかける。 ・建築主に返却する確認申請書の副本に「完了検査受験」のお願い文書を添付する。 ・中間検査や完了検査の時期を予測し、はがきで「中間検査、完了検査のお知らせ」を通知する範囲を拡大する。

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題3 生活用品の安全性の確保

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題3 生活用品の安全性の確保

	3 生活用品の安全性の健保				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
12	消費生活 センター	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく立入検査の実施により、商品等の安全性に係る表示の確保を図ります。		消費生活用製品安全法第41条第1項及び電気用 品安全法第46条第1項に基づく立入検査を実施す る。	
13	環境衛生課	市内に流通する家庭用品について、有害物質を 含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく 監視指導を実施します。	・家庭用品の基準適合検査に係る年間計画を立 て、試買を行い、計画どおり検査を依頼した。 (80検体128項目 違反製品:なし)	家庭用品の基準適合検査のため、市内に流通するおむつ、肌着、下着、寝具等の繊維製品及びスプレー、洗剤等の化学製品の試買を行い、環境保健研究所に検査を依頼する。	
14	健康科学課	家庭用品について、有害物質を含有する家庭用 品の規制に関する法律に定める規格基準に適合 しているか検査を実施します。	保健所から検査依頼を受け、 繊維製品等(ホルムアルデヒド等)の試験検査を 実施した。 〇家庭用品検査実績 (80検体128項目)	保健所からの行政依頼に基づいて試験検査を実 施する。	

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題4 関係機関との連携

基本的方向1 消費生活の安全・安心の確保 課題4 関係機関との連携

	関係機関との:			
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
15	消費生活 センター	消費者庁、国民生活センター、千葉県ほか近隣都 県市等との間で消費生活の安全・安心の確保に 関する情報交換を行います。	千葉県悪質商法被害者支援研究会(県くらし安全推進課・県警)への参加により事業者指導に関する情報の収集や知識の習得を行うとともに、消費者庁や近隣都県市等との会議を活用し情報交換を行った。	国や近隣都市等との会議を活用し、事業者指導に関する情報の収集、意見交換等を行う。
16		商品やクリーニングなどのサービスの安全・安心 確保のため、関係機関等に対し必要な検査を依 頼します。	消費生活相談において、必要とされる案件が発生 しなかったため、検査依頼は行わなかった。	消費生活相談において必要とされる案件については、速やかに関係機関へ調査を依頼する。

数値目標

個別施策	項目名	単位	令和元年度 (上段:目標値) 下段∶実績値
11	完了検査率	%	(100)

指標

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
1	食品に関する相談情報連絡票の送付件数	件	
3	食品営業施設等の監視件数	件	
4	地方卸売市場における食品衛生施設等の監視件数	件	
5	食鳥処理場の監視指導実績	件	
6	食品検査実績	検体	
6	食中毒•食品苦情検査実績	検体	
12	消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数	件	
12	電気用品安全法に基づく立入検査件数	件	
14	家庭用品検査実績	検体	

基本的方向2 適正な取引環境の確保 課題1 適正な表示の推進

基本的方向2 適正な取引環境の確保 課題1 適正な表示の推進

<u> </u>				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
17	消費生活 センター	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施に より、適正な品質表示の確保を図ります。	家庭用品品質表示法に基づき立入検査を実施した。 〇立入検査件数 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数(6件)	家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入 検査を実施する。
18	消費生活 センター		単位価格表示に関する調査を実施し、その結果をホームページで公表した。また、総価格表示について、調査時に啓発を行った。 〇調査店舗数 ・調査件数(6件)	単位価格表示に関する調査等を実施し、結果を ホームページなどにより公表する。また、総価格 表示について、調査時に啓発を行う。
19	食品安全課	食品表示法に基づき、食品の名称、製造所所在地、製造者氏名、消費又は賞味期限、添加物等衛生及び保健事項に係る表示の監視・指導を実施します。	立入検査時及び収去検体については重点的に監視し、不適切な表示等については改善等の指導等の必要な措置を講じた。 ・適性改善指導(61件) ・廃棄指導(0件)	毎年度策定する千葉市食品衛生監視指導計画に 基づき、重点的に監視指導する項目として実施す る。

基本的方向2 適正な取引環境の確保 課題2 適正な計量の推進

基本的方向2 適正な取引環境の確保 課題2 適正な計量の推進

	適止な計量の			
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
20	消費生活 センター	計量法に基づき、事業所で使用するはかりの定期検査を行います。	計量法に基づき、中央区、若葉区、緑区の特定計量器の定期検査を実施した。 〇はかりの定期検査個数(2,759件)	計量法に基づき、花見川区、稲毛区、美浜区の特定計量器の定期検査を実施する。
21	消費生活センター	計量法に基づき、計量販売している商店・スーパー等へ立ち入り、商品の量目についての検査を行い、合わせて制度の意義の説明及び技術的な助言を行います。		中元・年末期に市内スーパー等に立ち入り、商品の内容量が適正に計量されているか検査を実施するとともに、制度の意義の説明及び技術的な助言を行う。

基本的方向2 適正な取引環境の確保課題3 生活関連商品の調査、安定供給

番号	<u>工石岗建同品</u> 所管課	の調査、安定供給 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
	危機管理課	災害時において生活関連商品の円滑な流通を図	今年度は、生活物資等に関連する協定締結は生じなかった。	必要に応じて、協定に係る業務を所管する課が協 定を締結する。
22	消費生活センター	るため必要があると判断したときは、事業者に対 し円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう依頼 します。	なし	災害が発生し生活関連商品の円滑な流通が阻害 される状況が見られた場合は、実態調査を行い、 事業者等に対し適切な対応を求める。
23	消費生活センター	生活関連商品等の価格等について必要に応じて調査を行い、市民に対し情報提供します。	年末の生活関連商品の価格動向等について調査し、ホームページ及び記者発表により調査結果の情報提供を行った。 ・情報提供回数(1回)	年末年始の生活関連商品の価格動向等について 調査し、ホームページ及び記者発表により調査結 果の情報提供を行う。
24	消費生活センター	事業者に対し条例に規定する不適正な取引行為 を行わないよう指導の強化を図ります。	意見交換を目的に来所した事業者に対し、消費生活条例上の不適正な取引行為について説明し、 指導した。 ・事業者数(36事業者)	随時千葉県等と連携し、消費生活条例上の不適 正な取引行為を行っている疑いがある事業者に 対し、調査・指導を適切に実施する。
25	産業支援課	市民が身近に利用できるように商店街等活性化 事業に対する支援を行い、地域商業の振興を図り ます。	•商学連携型商品開発事業実績(1件)	・商学連携型商品開発事業(1件) 7月中旬頃に公募予定。
26	地方卸売 市場	地方卸売市場の適正な運営により、生活関連商 品の安定的な供給の確保を図ります。	・経営改善セミナー(1回) ・経営相談会(2件)	・平成29・30年度に経営相談会を受講した事業者 の経営状況について、ヒアリング調査を実施予 定。

指標

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
17	家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数	件	
18	条例に規定する基準の順守状況に関する調査店舗数	件	
20	はかりの定期検査個数	個	
21	商品量目立入検査件数	件	

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題1 消費者被害の救済

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題1 消費者被害の救済

謎越Ⅰ	消貨者被害の救済				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
		沙弗 <i>什江村、万一一</i> 字共2 4 4 沙弗什江中秋の	消費生活センターに寄せられた消費生活相談の 内容を分析し、被害発生状況を踏まえ喚起すべき 事例について、市民に対し情報紙やホームページ 等で情報提供を行った。		
27	消費生活センター	消費生活センターに寄せられた消費生活相談の 内容を分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止 などに関する施策へ反映させます。	情報紙 ・暮らしの情報いずみ(6回発行) ・消費者被害注意報(6回発行) ・ホームページでの情報提供(危険・危害・注意情報13件) ・ちばし安全・安心メール(6件)	被害発生状況を踏まえ、喚起すべき事例等を分析し、市民に対し積極的に情報提供を行う。	
28	消費生活センター	弁護士会等との連携による多重債務問題等に関 する特別相談を実施します。	関係各課と連携し、一層の周知を図りながら、多 重債務者特別相談を月2回実施した。 〇多重債務者特別相談の件数 (実施日数24日、相談件数56件)	関係各課と連携し、一層の周知を図りながら、多 重債務者特別相談を月2回実施する。	
29	消費生活センター	区役所等における出張相談を実施します。	活センターで電話・来所相談を受ける相談員の人	市民ニーズの高まりが見られないことから、出張 相談をセンターにおける消費生活相談の従事に 振り分ける。	
30	消費生活センター	インターネットによる消費生活相談を実施します。	インターネットによる消費生活相談を実施した。また、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を行った。 〇インターネット相談の件数 (7件)	インターネットによる消費生活相談を実施するとともに、ホームページや市政だより等により消費生活相談窓口等についての広報を実施する。	

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題1 消費者被害の救済

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題1 消費者被害の救済

議題] 番号	_ 消質者被害の ┃ _ 所管課		平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
31	消費生活センター	消費生活センターへの来所が困難な相談者に対応するため、FAXや相談員の訪問による相談等、消費生活相談の拡充を図ります。	当典生活わいねーへの本所が困難な相談者に対	FAXによる消費生活相談の実施に向けて、要綱(案)について関係課へ意見聴取し、要綱を制定する。
32	消費生活 センター	消費生活相談の利便性向上のため、相談日及び時間の拡充を図ります。	平成29年度末で区役所等における出張相談事業を廃止し、消費生活センターで電話・来所相談を受ける相談員の人員体制を強化した。また、多種多様化・複雑化する相談内容に適切に対応できるよう、相談員の質の向上を目標に各種研修会等へ相談員を派遣した。	架空請求に関する相談が急増していることから、 架空請求に関する相談は電話や来所することな く、市のホームページの「よくある質問FAQ」で解 決できるようにするとともに、巡回講座や啓発活動 時に架空請求について周知し、消費生活センター への電話や来所による相談件数の減少に努め る。また、多種多様化・複雑化する相談内容に適 切に対応できるよう、相談員の質の向上を目標に 各種研修会等へ相談員を派遣する。
33	消費生活センター	研修や情報の共有等を通じて消費生活相談員の 資質の向上を図り、適切な相談対応を行います。	○相談員研修の実施回数 ・国民生活センター等への研修参加(25回) ・所内研修会(3回) ※9、12、1月 ・事例研究会(12回)	相談員の研修会や事例研究会等を引き続き実施し、相談員の資質向上を図るとともに、県弁護士会との協定や消費者庁・国民生活センターの会議等から得られた情報等を共有するための事例研究会を定期的に開催し、組織全体で情報の共有化を進める。
34	消費生活センター	若年者に対する特別相談を実施します。	若年層に対する特別相談を実施した。 〇実施回数(2回)	若者向け悪質商法被害防止キャンペーンにあわせて、若年層に対する特別相談を実施する。

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題2 相談体制の強化

		竹砂冷削の短			
- 1	番号	所管課	施策の内容	┃ 平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
	25		N 国 お聴覚除宝老笠の選弗井洋和シにセンブ		相談者からの申し出に基づき、適宜三者間通話 の実施や手話通訳の派遣依頼を行う。
	36	消費生活 センター	消費生活相談窓口を周知し、相談者が自発的に	講座・啓発の実施や区役所でのポスター掲示等を通じて周知を行うとともに、相談件数の増加に対応できるよう、市民ニーズの低く相談実績の少ない出張相談事業を平成29年度末をもって廃止し、消費生活センターにおける相談員人員の確保を図り、相談体制の見直し・強化を行った。 消費生活相談に対し、助言等を行った。 ・相談受付件数(8,181件) 高齢者実態調査にて、75歳以上の高齢者世帯を対象に、消費生活センターが作成した啓発品(A5クリアファイル)を配布し、消費生活相談窓口の周知を図った。	講座・啓発の実施や区役所等でのポスター掲示・ 市ホームページ等を通じて消費生活相談窓口の 周知を行うとともに、多種多様化・複雑化する相談 に適切に対応できるよう相談員のスキルアップに つながる研修体制等について引き続き検討する。

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題3 関係機関との連携

基本的方向3 相談による消費者被害の救済 課題3 関係機関との連集

<u>課題3</u>				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
37		男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	※消費生活相談のみでの集計をしていないため、	相談員や精神科医及び弁護士による各種相談を 行い、相談内容により、消費生活センターほか各 種機関と連携します。
38	消費生活 センター	庁内関係課と連携し、消費生活相談窓口の利用 促進を図ります。	庁内関係課へ消費生活センターにおける消費生活相談に関するポスターを掲示するなど、連携して周知を行った。 ・「高齢者被害特別相談」における相談件数(31件)	庁内関係課へ消費生活センターにおける消費生活相談に関するポスターを掲示するなど、連携して周知を行う。
39	消費生活 センター	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議における多 重債務者支援策を推進します。	庁内関係部局が共通の認識を持つとともに、連携	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議を開催する とともに、多重債務問題に対する職員の意識向上 を図る研修を実施する。

基本的方向3 相談による消費者被害の救済

指標

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
28	多重債務者特別相談の件数	件	
30	インターネット相談の件数	件	
33	国民生活センター等への研修参加回数	回	
33	所内研修会の実施回数	回	
34	若年者に対する特別相談の実施回数	回	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育(公類1)消费者被害防止に係る教育の促進

		5上に係る教育の促進		
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
40	消費生活 センター	若者に対する消費者教育の推進のため、教育現場への消費生活相談員の派遣、職場体験学習の実施等やその他啓発を行います。主な関係先:学校、高校、大学対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期、成人期(特に若者)	学校現場の依頼に基づき、消費生活相談員の派遣及び職場体験学習を実施した他、消費者教育コーディネーターとして雇用した教員OBを活用し、教育現場の支援を実施した。 〇教育現場における講座の実施回数・受講者数・消費生活相談員の派遣(大学1校)・職場体験学習の受け入れ(中学校2校)・消費者教育コーディネーターの派遣(小学校3校、中学校5校、高等学校1校、延べ35回。授業・講座実施回数7回314人)・情報モラルDVD貸出の実績なし。 その他学校に対して指導案、教材を配布。	学校等と連携し、消費者教育コーディネーターの 派遣や情報提供等を行い、教育現場の支援を実 施する。
41	消費生活 センター	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし 消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発 を行います。 主な関係先:庁内関係課、ちばし消費者応援団 対象年齢期:全世代	庁内関係課やちばし消費者応援団等外部の機関と協力し、啓発を実施した。(17回) ・青葉の森スポーツプラザ・千葉ポートスクエアにおける啓発(5月) ・エコメッセ2018inちばへのブース出展(10月) ・千葉市民活動フェスタにおける啓発(11月) ・きやっせ物産展2019における啓発(2月) ・千葉そごう及び区役所における消費者教育ポスターの展示(11月~1月、5回) ・庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修、介護保険・障害福祉サービス事業者説明会、6回)	効率的な啓発について検討を行うことに合わせ、 庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、最 新の悪質商法と対処法等についての啓発を行う。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育(公類1)消费者被害防止に係る教育の促進

17777		5上に係る教育の促進		
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
42	消費生活センター	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、消費者被害の防止のための講演会等を開催します。 主な関係先:警察、区役所対象年齢期:高校生期、成人期	警察、公民館及び庁内障害福祉関連部署と連携し、3区において「悪質商法等被害防止講演会」を実施した。 ○講演会の実施回数・受講者数・松ケ丘公民館(中央区)参加人数(24人)・幕張公民館(花見川区)参加人数(23人)・小中台公民館(稲毛区)参加人数(46人)	警察と連携し、区役所等公共施設において消費者 被害の防止に係る講演会を実施する。
43		悪質商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪質商法とその対処法に関する講座を加えます。主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期	悪質商法とその対処法に関する講座を加えた消費生活講座等を実施した。 ○悪質商法とその対処法に関する講座の実施回数・受講者数(計13回2395人) ・消費生活講座(2回182人) ・悪質商法等被害防止講演会(3回93人) ・消費者サポーター養成講座(1回39人) ・ 千葉市立養護学校高等部2年生に対して悪質商法に関する講座を実施(1回13人) ・ 庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修、2回158人) (介護保険事業者説明会、2回1477人) (障害福祉サービス事業者説明会、2回433人)	センター主催講座の他、庁内関係課の講座等 様々な機会を活用し、悪質商法とその対処法に関 する講座を実施する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育(公類1)消费者被害防止に係る教育の促進

		被害防止に係る教育の促進			
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
44	センダー	消費者被害の防止や消費生活に関するものなど、市民の要望に応じたくらしの巡回講座を開催します。 主な関係先:地域団体 対象年齢期:小学生期~成人期	ホームページやイベント等の啓発において周知を図り、くらしの巡回講座等を実施した。 〇くらしの巡回講座等の実施回数・受講者数(91回4,100人)	くらしの巡回講座・連携事業を市民や地域の団体に周知し、市民の要望や地域の特性に合致した 講座を行う。	
45	消費生活センター	成年後見制度の利用を円滑に行えるよう、周知・ 啓発を行います。 _ 主な関係先:千葉市成年後見支援センター 対象年齢期:高校生期、成人期	消費生活相談やくらしの巡回講座等において制度 の紹介を行ったほか、消費者サポーター養成講座 において千葉市成年後見支援センターの講師を招 き、講演を行った。	消費生活相談、くらしの巡回講座及び主催講座 や、市成年後見支援センター等との連携により、 情報提供を行う。	
	地域包括ケア推進課		講演会実施回数(2回)講師派遣回数(30回)受講者数(940人)	·講演会6回 ·講師派遣回数24回	
46	地域包括 ケア推進課	地域や職域における認知症の方の見守り体制の 構築のため、認知症サポーター養成講座を開催し ます。 主な関係先:学校、町内自治会、事業者 対象年齢期:小学生期~成人期	○認知症サポーター養成講座の実施回数・受講者数 ・実施回数(187回) ・受講者数(9,692人)	地域や職域における認知症の方の見守り体制の 構築のため、認知症サポーター養成講座を開催 する。	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育 (分類1)消費者被害防止に係る教育の促進

		7上に係る教育の促進		
番号	所管課	施策の内容	┃ 平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
47	高齢福祉課	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。 主な関係先:消費生活センター、いきいきプラザ、いきいきセンター 対象年齢期:成人期(特に高齢者)		消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催する。
48	生涯学習 振興課	消費生活センターと連携し、公民館等において、 消費者被害の防止に関する講座を開催します。 主な関係先:消費生活センター、公民館 対象年齢期:成人期	〇公民館等における消費者被害の防止に関する 講座の実施回数・受講者数 (4回・123人) ・9/26 松ケ丘公民館(中央区)24人 ・10/2 幕張公民館(花見川区)23人 ・9/20 小中台公民館(稲毛区)46人 ・11/15 緑が丘公民館(稲毛区)30人	各公民館において、消費者被害の防止に関する 講座を引き続き開催する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類2)消費者被害防止に係る啓発の促進

	2) 消費有被告防止に係る啓発の促進				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
49	地域安全課	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報をちばし地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。主な関係先:警察対象年齢期:高校生期、成人期	更新回数(52回)	ホームページに掲載するちばし地域防犯ニュース を週1回更新する。	
	地域安全課 消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注	○メール送付人数及び件数 ・登録者数 44,449人(H31.3末) ・配信件数 1,025件(うち平成30年度実施予定に 係るもの:緊急防犯情報135件、ワンポイント防犯 情報69件)	・電話de詐欺等に関する情報をワンポイント防犯 情報として登録者に対して随時配信する。	
50	消費生活 センター	意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メール やホームページを活用した架空請求などに関する 情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人期	〇ホームページ更新回数 架空請求に関する相談が急増したため、「架空請求の手口と対処法」に関する説明について大幅に 修正し分かりやすい内容へ変更した(1回)。 〇ホームページを活用した架空請求などに関する 情報提供の回数 「ちばし安全・安心メール」によりメール配信を 行った(6件)。	市内の消費者被害の拡大が懸念される事案について、関係課と協議の上、ちばし安全・安心メール	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育(分類2)消费者被害防止に係る啓発の促進

		<u> 5止に係る啓発の促進</u>		A
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
51	センター	若年者に対し街頭キャンペーンなどを実施します。 主な関係先:一 対象年齢期:高校生期、成人期(特に若者)	関東甲信越ブロック悪質商法若者被害防止共同 キャンペーン(1月~3月)において、各種啓発を実施した。 ・学校、公共施設等への配布 ポスター(140部)、リーフレット(12,000部) ・市内大学での講座(2回39人) ・市内大学との連携講座(4回65人) ・高校生の訪問学習(2校23人)	関東甲信越ブロックの都県政令指定都市、国民 生活センターと共同で、啓発用のポスター・リーフ レットを作成・配布するとともに、啓発機会の拡充 を図る。
52	消費生活センター	ホームページ、市政だより、啓発冊子など様々な 媒体を活用して、消費者被害に関する情報提供を 行います。 主な関係先:一 対象年齢期:高校生期、成人期	・暮らしの情報いずみ、消費者被害注意報、等を作成し、消費生活センターや施設での配架や配布、ホームページへの掲載を実施。 ・民生委員が実施する高齢者実態調査にあわせ、75歳以上の高齢者がいる世帯に啓発品(クリアファイル)を配布し、啓発を実施。 ・青葉の森スポーツプラザ、幕張メッセ等で啓発を実施。 ・商品・サービス等の注意情報をホームページに掲載。(13件) ・町内自治会や関係機関の求めに応じ、消費生活相談員等を派遣し、巡回講座等を実施。(91回4,100人) ・中央区・花見川区・稲毛区において警察と連携した高齢者の振り込め詐欺や消費者被害の防止のための講座を実施。(93人参加)	・巡回講座等の実施にあたり、受講者の年齢など の特性に応じた啓発冊子やレジュメを作成し、活

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化

		<u> 上のための見守り体制の強化</u>		
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
53		地域における防犯体制を強化するため、講座や防犯パトロールを行う団体の支援、防犯アドバイザーの派遣を行います。 主な関係先:市民団体等、防犯パトロール隊対象年齢期:高校生期、成人期	〇防犯アドバイザーの派遣回数(4回)	未定(申込みがあり次第随時実施)
54	地域安全課	防犯意識の高揚を図るため、「防犯への協力に関する覚書」を締結します。また、市及び覚書締結事業者を構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協同して啓発活動を実施します。 主な関係先:事業者対象年齢期:全世代	〇「防犯への協力に関する覚書」の締結事業者数 (60社) 〇市及び覚書締結事業者と協同した啓発活動の 実施回数(2回)	啓発事業の実施

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1 消費者被害防止のための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題1 消費者被害防止のための教育

(分類3)消費者被害防止のための見守り体制の強化

番号	<u> </u>	カログラング 見ずり体制の強化 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
55	当妻生汗	行政、関係団体などによる千葉市高齢者等悪質 商法被害防止ネットワーク会議を通じて連携の強 化を図り、情報提供を行います。 主な関係先:委員、庁内関係課、社会福祉協議会 対象年齢期:高校生期、成人期	消費者被害注意報による情報提供の他、委員との連携により啓発等を実施した。 〇消費者被害注意報送付回数(6回) ・民生委員児童委員協議会の協力により、75歳以降の高齢者の住む世帯を対象に高齢者実態調査における啓発品(クリアファイル)を配布・障害者団体主催のイベントにおける啓発品の配布	
56		高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。 主な関係先:町内自治会、社会福祉法人対象年齢期:成人期	〇町内自治会等に対する活動の初期費用の助成件数 ・助成件数(4件)	本事業の周知を図り、活動の初期費用の助成及 び見守り活動ガイドブックの提供を行う。

指標

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
40	教育現場における講座の実施回数・受講者数	回(人)	
42	警察や区役所等と連携した講演会の実施回数・受講者数	回(人)	
43	悪質商法とその対処法に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	
44	くらしの巡回講座の実施回数・受講者数	回(人)	
46	認知症サポーター養成講座の実施回数・受講者数	回(人)	
47	高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	
48	公民館等における消費者被害の防止に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	
50	ちばし安全・安心メールの送付人数	人(件)	
50	ホームページを活用した架空請求などに関する情報提供の回数	回	
53	防犯アドバイザーの派遣回数	回	
54	「防犯への協力に関する覚書」の締結事業者数	社	
54	市及び覚書締結事業者と協同した啓発活動の実施回数	回	
55	消費者被害注意報送付回数	回	
56	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対する活動の初期費用の助成件数	回	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
57		関係機関と連携し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進します。 主な関係先:庁内関係課、関係行政機関、食品関係団体等 対象年齢期:全世代	食育のつどい ・実施回数(1回) ・来場者数(延べ7,066人)	第3次千葉市食育推進計画に基づき、食育のつどい等イベントを開催し、食育を市民運動として啓発していく。
58		パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、 食育に関する様々な情報の提供を行います。 主な関係先:- 対象年齢期:高校生期、成人期	ホームページ更新の他、パンフレットを作成し、食育に関する適切な情報提供を行った。	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、 食育に関する様々な情報の提供を行う。
59	健康支援課	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。 主な関係先:健康課、食生活改善推進員、食品関 係団体 対象年齢期:全世代	○年代別講座受講者数・離乳食教室(延べ1,777人)・食の実践教室(延べ758人)・介護予防教室(食事セミナー)(延べ1,176人)	食育に関する各種講座(離乳食教室・食の実践教室・介護予防教室(食事セミナー))を開催する。
60	健康支援課	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を 行う食生活改善推進員(ヘルスメイト)の養成・育 成を行います。 主な関係先:健康課 対象年齢期:成人期	○講座の実施回数・受講者数 ・実施回数(1回) ・受講者数(19人) ○食生活改善推進員数291人(H30末現在)	食生活改善推進員(ヘルスメイト)養成講座を開催する。 ※第2次千葉市食育推進計画(平成26~30年度)の計画期間終了に伴い数値目標をふまえた食生活改善推進員数の記載は終了となります。
61	健康支援課	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭に健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。 主な関係先:食品安全課、事業者対象年齢期:全世代	○健康づくり応援店件数(230店)	要件を満たした飲食店を「健康づくり応援店」として登録し、市民の健康づくりを支援する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
62	生活衛生課	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。 主な関係先:- 対象年齢期:高校生期、成人期	・ホームページの更新回数(78回) ・リーフレット等の配布部数(2,000部)	リーフレット等の配布。ホームページへの掲載、告示、記者発表等により、食中毒原因施設、その他違反者等の公表、食中毒予防のための注意喚起、食中毒注意報等の発令などを行う。
63	生活衛生課	食の安全に対する知識の普及を図るため、食の 安全に関する講演会等を開催します。 主な関係先:消費者、食品等関係事業者 対象年齢期:高校生期、成人期	○食の安全に関する講演会・意見交換会の実施・実施回数(1回)・参加者(45人) 平成31年度千葉市食品衛生監視指導計画に係るパブリックコメントの実施 期間:1月4日~2月8日 意見:2人から11件	食の安全に関する講演会及び令和2年度千葉市 食品衛生監視指導計画に対する意見交換会を実 施する。
64	幼保運営課	毎日の保育の中で、乳幼児が発達・発育に応じて食について学べるよう、各保育所・認定こども園において食育計画を策定し、取り組みを実施します。 主な関係先:保育所、認定こども園 対象年齢期:幼児期	計画策定保育所数(公立57か所) 計画策定認定こども園(公立2か所)	各保育・認定こども園において食育計画を策定 し、取り組みを実施する。
65		食育だより等を通じ、乳幼児及び小・中学生の保 護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行	○食育だより等配布先件数 ・保育所(57か所) ・計画策定認定こども園(2か所)	食育だより等を乳幼児の保護者に対し配布する。 毎月の献立表に食材の紹介やレシピを掲載して 保護者に対して配布する。
00		-います。 主な関係先:保育所、認定こども園、学校 対象年齢期:幼児期、小学生期、中学生期	○食育だより等配布先件数 ・学校食育だより等配布先学校数169校(小学校 111校、中学校55校、特別支援学校2校、高等特別 支援学校1校)	食育だより等を小・中学生の保護者に対し配布する。旬の市内産食材の紹介やレシピを掲載した資料を保護者に対し配布する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
66	廃棄物	食品ロス削減を啓発するため、事業者と協働で食べきりキャンペーンを実施するとともに、小・中学校と連携し、給食だよりや校内放送を活用した普及啓発を図ります。 主な関係先:学校、事業者対象年齢期:全世代	 事業者と協働で食べきりキャンペーンの実施(12~1月) 小中学校における普及啓発(10月) 「へらそうくんフェスタ」開催(10月) 	引き続き、事業者と協働で食べきりキャンペーンを 実施するとともに、小・中学校と連携し、給食だよ りや校内放送を活用した普及啓発を行う。 大規模商業施設にて食品ロス削減啓発を含めた ごみの減量・再資源化のイベントを実施する。 食品ロス削減に関する講演会等を開催する。
67	農政課	地産地消に関する市民の理解を深めるため、啓発を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:全世代	○啓発実施企画数(農政課がかかわったもの) ①イオン千葉市フェア(4月、11月-12月) ②「食育のつどい」 ③千葉市マッチデーつくたベイベント ④そごう千葉市・市原市・四街道市連携キャンペーン ⑤千葉市在来そばまつり ⑥千葉湊大漁まつり ⑦千葉市イチゴキャンペーン	市内産農産物を知ってもらい、購入・飲食できる機会を増やすため、企業・団体・生産者と連携し、フェアやふれあい市を通じて千葉市産農産物のPRの実施や、「地産地消推進店登録制度※」を推進し、市内産農産物を取扱う店舗の情報を市民に向けて周知する。 ※地産地消推進店登録制度: 地産地消に取り組み農産物直売所、飲食店、食品卸事業者を、消費者に分かるように登録する制度
68	農政課	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。 主な関係先:生産者、小学校対象年齢期:小学生期	○実施校数(7校) 5月 春夏ニンジン 9月 牛乳 10月 米 11月 キャベツ 11月 コマツナ 1月 秋冬ニンジン 2月 牛乳	小学校で生産者による出張授業を実施する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

番号	1)良に関する教 所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
69	農政課農業経営支援課	農業に親しむ機会を提供するため、市民農園・体験農園・観光農園等において農業体験活動の場を提供します。 主な関係先:市民農園園主、体験農園園主、観光農園園主、農業団体 対象年齢期:全世代	①市民農園数(35か所) 利用者数(1,674人) 利用率(83%) 抜粋内訳(市管理分のみ) 中田:398区画中286利用 市民農園利用者養成講座 :48区画中46件利用 ②観光農園数(26か所) 入園者数(74,298人) ③体験農園数(4か所) 区画数(291区画) 内訳(市管理分のみ) 富田さとにわ耕園:100区画中94件利用 下田ふれあい館(米作り体験) :全4回(延べ252人参加) ④親子一日農家体験(落花生、ニンジン) 全3回(延べ41組参加) ⑤イオンチアーズクラブファーマーズプロジェクト活動支援 実施回数(7回)	市民農園・体験農園・観光農園・農業体験企画に おいて農業体験の場を提供する。 ・市民農園開設支援補助金(単独) 30万円 (1か所、3/10補助)
70	教育指導課	農山村留学を実施し、児童の食に関する理解を進めます。 主な関係先:小学校 対象年齢期:小学生期	〇農山村留学を市内全小学校(111校)の6年生 約8,300人が実施。郷土料理作り等を通して、児童の食に関する理解を図った。	農山村留学を市内全小学校(111校)の6年生 8,320人を対象に実施予定。郷土料理作り等を通 して、児童の食に関する理解を図る。
71	保健体育課	各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、食に関する教育を推進します。 主な関係先:農業協同組合、卸売業者、農政課、 学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	全体計画策定校数(小学校111校、中学校55校、特別支援学校2校、高等特別支援学校1校) 市内産農産物を導入した全校共通献立を実施(年3回)。東京オリンピック・パラリンピック給食、千葉氏ゆかりの地給食等を実施。	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類2)情報とメディアに関する教育の促進

番号	所管課 所管課	10 関 9 る 教 月 の 促 進 施 策 の 内 容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
72	消費生活 センター	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法や機器の適切な利用等に関する講座を開催します。 主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期	インターネットに関連した講座・啓発を実施した。 〇実施回数・受講者数 ・スマートフォンの操作に関する講座(シニア対象) (1回20人) ※併せて「インターネット等の利用をめぐる悪質商法とその対処法」に関する講座を実施 ・巡回講座等において、ワンクリック詐欺等、インターネットに関連する悪質商法について説明した。・その他、消費者被害注意報や関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーンリーフレット等で、インターネットに関連する消費者トラブルを紹介した。 ・小・中・高校等を対象とした情報モラルに関するDVDの貸出(依頼がなかったため実績なし)	多発するインターネット関連の消費者トラブルに対応するため、関連する最新の悪質商法について、継続して講座等を紹介し、インターネットやスマホの利用に関する講座を開催する。
73	高齢福祉課	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:(公社)シルバー人材センター 対象年齢期:成人期	〇実施回数·受講者数 ·実施回数(821回) ·受講者数(755人)	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師と なりパソコンの活用に関する講座を開催する。
74	高齢福祉課	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:いきいきプラザ、いきいきセンター対象年齢期:成人期(特に高齢者)	○実施回数・受講者数 ・実施回数(242回) ・受講者数(延べ3,638人)	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢 者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開 催する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題2 自立した消費者になるための教育

(分類2)情報とメディアに関する教育の促進

番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
	教育センター	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。 主な関係先:学校対象年齢期:小学生期、中学生期	令和2年(2020年)1月に本稼働する第2次CABINET システム更新に向け、設計構築作業に着手してい ることから、指導計画・学習資料・指導資料の大幅 な更新については、実施できなかった。	新システムの安定稼働後、指導計画及び学習資
76	教育センター	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。 主な関係先:学校対象年齢期:成人期	教育メディア主任研修会において、情報教育に関する情報提供を行った。 〇実施回数・受講者数 ・対象者:教育メディア主任(小・中・特別支援学校)・実施日:平成30年5月10日(金)・内容:情報教育、情報モラル教育の推進について・人数:169人	学校におけるインターネット等の担当教員に対し、 校内のリーダーとして必要とされる情報を提供して いく。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育(1))

番号	所管課	<u>E進(持続可能な開発のにめの教育(1))</u> 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
	環境保全課	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを 作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。 主な関係先:庁内関係課 対象年齢期:高校生期、成人期	○西布部数 (24 000部)	エコライフカレンダーを24,000部作成し、環境家計簿の普及を図る。
78	環境保全課	ホームページを活用し、環境に関する啓発を行います。 主な関係先:- 対象年齢期:高校生期、成人期		環境に関する情報をホームページに掲載し、周知・啓発を行う。
79	環境保全課	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。 主な関係先:一 対象年齢期:全世代	〇実施回数・受講者数 自然観察会を実施 ・実施回数(19回) ・参加者数(538人)	大草谷津田いきものの里にて、自然観察会を実 施する。
	環境保全課	児童、生徒向け環境教育教材を作成するとともに これを活用し、環境教育を推進します	•小学生版9,300部、中学生版8,800部作成	小・中学生向けの環境教育教材を作成し、小学校 4年生・中学校1年生に配布する。
80	教育指導課	これを活用し、環境教育を推進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期・中学生期	環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、環境学習を実践した。各教科等と関連させて環境教材を用いて環境学習を進めた。	各教科等と関連させて教育活動に位置づけ、環境 学習を進めていく。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育())

番号	所管課	E進(持続可能な開発のための教育①) ┃ 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
81	環境保全課	環境学習モデル校を指定し、環境保全活動を推 進します。	〇モデル校指定数 ・小学校(6校) ・中学校(6校)	環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定 し、環境保全活動を推進する。
	教育指導課	主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期		環境学習モデル校を小・中学校とも6校ずつ指定し、教育活動の中に環境学習を位置づけ、実践力を養う。
82	環境保全課	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連の講演会やイベント等を開催します。 主な関係先:エコメッセ実行委員会、事業者、環境 NPO 対象年齢期:全世代	〇実施回数、参加者数 ・エコメッセ(1回、参加者9,000人) ・公民館等での環境教育講座(6回、119人)	エコメッセちば実行委員会に参画し、「千葉最大の 環境活動見本市」エコメッセを開催する。 公民館等での環境教育講座を開催する。
	生涯学習 振興課		〇実施回数、参加者数 講座 ・実施回数(92回) ・受講者数(2,094人)	各公民館等において、それぞれの地域の実情や 学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に 努める。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類3) 環境教育の促進(持続可能な関発のための教育(1))

	分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育(1))			
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
83	廃棄物 対策課	焼却ごみの削減のため、大学生ボランティアグループとの連携など、様々な啓発活動を行います。 主な関係先:大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」 対象年齢期:全世代	〇啓発活動の実施回数 イベント等での啓発(11回) 大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」 との連携 ・イベント出展等(2回) ・その他啓発活動(2回)	大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」 の事業見直しを行い、方向性を検討する。(本計画 における事業は実施しない)
84	廃棄物 対策課	生ごみの減量のため、食材などの無駄を減らすエコレシピ料理の普及啓発活動を行います。 主な関係先:高校 対象年齢期:高校生期	〇実施回数、受講者数 エコレシピ料理講習会 ・実施回数(3回) ・受講者数(70人)	エコレシピ料理の講習会を実施して、環境に配慮した料理普及の啓発活動を実施する。
85	廃棄物 対策課	ごみの減量やリサイクルに関する市民の意識高 揚を図るため、ごみ減量広報紙を発行し、啓発を 行います。 主な関係先:- 対象年齢期:全世代	ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」を発行し (市政だより3月号)、ごみ減量への周知啓発を 図った。 〇発行回数(1回) ※市政だよりと統合して発行しているため、発行部 数については、当課で調整できるものではなく指標 としない。	ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」を年1回発行し、(市政だより統合)ごみ減量への周知啓発を図る。
86	廃棄物 対策課	生ごみの減量及び資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期	○登録者数 生ごみ資源化アドバイザー登録者数 (45人)	平成31年度末に登録期間が満了するアドバイ ザーに対し、更新時研修を実施する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育(1))

		『進(持続可能な開発のための教育(1)) 「	平成30年度事業実績	人和二左应由长文 白
番号	所管課	施策の内容		令和元年度実施予定
87	廃棄物 対策課	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生 ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研 修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを 派遣し、適切な助言・技術指導等を行います。 主な関係先:町内自治会、市民活動団体、事業者 対象年齢期:全世代	〇派遣回数、受講者数 ·派遣回数(10回) ·受講者数(320人)	町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、 適切な助言・技術指導を行うため。生ごみ資源化 アドバイザーを派遣する。
88	廃棄物 対策課	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。 主な関係先:- 対象年齢期:成人期	○助成件数 ・生ごみ減量処理機の購入費 (目標:200件 実績:148件) ・生ごみ肥料化容器の購入費 (目標:350件 実績:135件)	○助成件数 ・生ごみ減量処理機の購入費 (目標:200件) ・生ごみ肥料化容器の購入費 (目標:350件)
89	廃棄物 対策課	未就学児や小学生を対象に、ごみの分別や3Rについて体験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実施します。 主な関係先:保育所(園)、幼稚園、小学校対象年齢期:幼児期、小学生期	○実施数・「へらそうくんルーム」(保育所6か所、幼稚園6か所)・「ごみ分別スクール」(小学校112校)	・3R啓発教育図書の紙芝居版を幼稚園・保育所にて読み聞かせをする「へらそうくんルーム」を実施する。 ・小学4年生を対象に「ごみ分別スクール」を実施する。
90	廃棄物 対策課	公共施設に使用済み小型家電の回収ボックスを設置し、認定事業者に引き渡して有用な金属等のリサイクルを図るとともに、市民のリサイクル意識の向上を促進します。 主な関係先:一 対象年齢期:全世代	〇ボックス設置数(26か所)	公共施設に回収ボックスを設置し、回収した使用 済小型家電を認定事業者に引き渡すことで、有用 な金属等のリサイクルを図る。
91	廃棄物 対策課	地域団体等による廃食油の回収拠点の設置を促進し、市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、事業者がこれを収集・精製してバイオディーゼル燃料にリサイクルする取り組みを推進します。 主な関係先:地域団体、事業者対象年齢期:全世代	〇回収拠点数(38か所)	廃食油を回収する地域団体等を募集し、市内民間事業者によりバイオディーゼル燃料にリサイクルし、環境事業所のごみ収集車の燃料として活用する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類3)環境教育の促進(持続可能な開発のための教育())

番号		E進(持続可能な開発のための教育①) ┃ 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
92		施泉の内容 新浜リサイクルセンターにおいて、施設見学等環境教育に関する取組を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:小学生期、成人期	〇実施回数:1回(7月27日) 〇参加者数:親子7組、14人	小学生の夏休み期間中に1回教室を開催し、10 組20人までの親子に参加してもらい、リサイクル の大切さを学ぶ機会にしてもらう。
93	緑政課	ヒートアイランド現象や地球温暖化に対する緑化の取組みの一つである緑のカーテンについて、ゴーヤの種の配布や、ホームページでの紹介及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を行います。 主な関係先:公共施設等対象年齢期:全世代	緑のカーテンについて、ゴーヤ等の種の配布及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を実施。 (H30年度は種配布のみとした) 〇種配布数 ・種配布数(2,400袋) ・種子セット(131袋)	緑のカーテンについて、ゴーヤ等の種の配布及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を実施する。
94	動物公園	動物公園において開催している飼育員のガイドの中で、規格外の野菜をエサとして利用し、環境に配慮した飼育に努めていることなどを伝え、環境教育を推進します。 主な関係先:一対象年齢期:全世代	動物公園において、持続可能な開発のための取組みについて、ちょっといい話等の講座で、来園者等に情報発信した。 〇実施回数 ・ちょっといい話(12回) ・園長ライブ(12回)	動物公園において、持続可能な開発のための取組みについて、ちょっといい話の講座で、来園者等に情報発信する。・ちょっといい話(12回) ※「園長ライブ」は、H31年度以降は実施しない(H30年度までは前園長の個人スキル(動物の知識)があったことにより実施していたが、H31年度以降は、園長の交代があったため、実施しない)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類4)国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②)

番号	<u> </u>	ける。 「の促進(持続可能な開発のための教育(2)) 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
	国際交流課	(公財)千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際 交流・国際協力活動を行う団体を支援します。 主な関係先:(公財)千葉市国際交流協会 対象年齢期:全世代	〇助成件数 (9団体) ※申請は12団体から。	市内の国際交流・国際協力活動を行う団体に助成金を交付する。
96	国际文流球	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。 主な関係先:(公財)千葉市国際交流協会 対象年齢期:中学生期~成人期(特に若者)	〇参加者数 (20人)	姉妹都市と青少年の派遣・受入を行い、青少年交 流を実施する。
97	教育指導課	英語を母語とする外国人講師を市立小・中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。 主な関係先:学校、高校対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期	〇外国人講師配置数 小学校(38人) 中学・高校(19人)	小学3~6年生を対象にALTによる外国の文化や生活習慣に慣れ親しむ体験的な英語活動を行う。 市立中学・高等学校にALTを配置し、語学指導及び異文化理解の充実を図る。
98	教育指導課	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先:学校対象年齢期:小学生期、中学生期	〇実施校数(22校)	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動を実施する。 国際交流活動実践の紹介を工夫する。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類4)国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②)

	7類4)国际理解教育の促進(持続可能な開発のための教育(2))					
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定		
99		帰国児童生徒及び外国人児童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への溶け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。 主な関係先:学校対象年齢期:小学生期、中学生期	〇外国人児童指導教室設置校数(2校) 〇外国人児童生徒指導協力員数(11人)	適応指導を実施するための「外国人児童指導教室」の設置(2校)や、「外国人児童生徒指導協力員」の派遣(13人)により、帰国・外国人児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進する。		
100		海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流 活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え 判断する態度を育成します。 主な関係先: 一 対象年齢期: 中学生期、高校生期	留学生受入及び海外での語学研修派遣を行った。 〇生徒数 ・ノースバンクーバー市 受入生徒数(28人) 派遣生徒数(20人) ・ヒューストン市 受入生徒数(0人) 派遣生徒数(20人) ・ザウッドランズ市 受入生徒数(17人) 派遣生徒数(20人) ・オーストラリア 受入人数(0人) 語学研修人数(80人)	留学生受入及び海外での語学研修派遣を行う。 ・ノースバンクーバー市 受入生徒数(30人) 派遣生徒数(20人) ・ヒューストン市 受入生徒数(13人) 派遣生徒数(20人) ・ザウッドランズ市 受入生徒数(15人) 派遣生徒数(20人) ・オーストラリア 受入人数(24人) 語学研修人数(80人)		

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

		^{技々な分野における教育の促進}	▼	人和二左座中长 又中
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
101	給与課	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	○講座の実施回数、受講率 (1回、94.7%)	退職後のライフプランに関する講座 実施回数(1回)
102	広報広聴課	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。 主な関係先:千葉県弁護士会 対象年齢期:高校生期、成人期	〇市民法律講座 ·実施回数(1回)	千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催す る。(1回)
103	消費生活センター	「暮らしの情報いずみ」を発行し、情報提供を推進 します。 主な関係先:ちばし消費者応援団、町内自治会、 医療機関等 対象年齢期:高校生期、成人期	暮らしの情報いずみ及び暮らしの情報いずみ特集 号を発行した他、各種啓発において、ちばし消費者 応援団の登録者に暮らしの情報いずみが送付され ることを周知した。 〇発行回数、配布先件数 ・暮らしの情報いずみ(奇数月発行) 発行回数(6回) 配布先件数(678か所) ・暮らしの情報いずみ(特集号) 発行回数(1回) 市政だより折り込みにて配布(461,457部)	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

番号	所管課	東々な分野における教育の促進 ┃ 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
104	消費生活 センター	債務整理のための方法等に関する情報を提供します。 主な関係先:- 対象年齢期:成人期	多重債務者特別相談の実施日や申込方法について市政だよりやホームページで紹介した。加えて市税事務所や保健福祉センターの窓口で、ポスターの掲示等を行った。	
105	消費生活 センター	様々な年齢層が参加することができるよう消費者 教育に関する講座を開催します。 主な関係先:- 対象年齢期:小学生期~成人期	○巡回講座実施回数、受講者数 ・ホームページや啓発等において周知し、巡回講座等を実施した。(91回、4,100人) ・平成30年度に大塚製薬㈱の協力の下、健康の維持・増進のメニューを追加したが利用実績はなかった。(大塚製薬との提携は平成30年度をもって終了した。)	
106	消費生活センター	消費生活センター資料情報コーナーの資料・掲示物・配架物等を充実させ、消費生活センター利用者を増進させます。 主な関係先:一対象年齢期:全世代	・消費生活に関連する新規配架図書(25冊) ・資料情報コーナーにおいて定期的にテーマを設定し、図書の展示を実施した。 〇利用者数 ・図書の貸出を実施した(利用者21人)。 ・ちばし消費者応援団等、消費者教育に関する活動のため、諸室の貸出を行った。 a 消費者活動コーナー(523人) b 研修講義室(1,240人) c 実験実習室(619人) 計2,382人	消費生活センターの利用者増を図るため、消費生活センターの配架物・資料として、消費者のニーズに合った図書・DVD等を購入し、併せて企画展示を行う。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類5)消費生活の様々な分野における教育の保護

	類5)消費生活の様々な分野における教育の促進					
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定		
107	環境衛生課	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、 啓発を行います。 主な関係先:- 対象年齢期:全世代	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、 ホームページ等により啓発を行った。	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、 ホームページ等により啓発を行う。		
108	ニビキ企画課	実行委員会事務局として、事業者やボランティアと連携し、こどもが仕事や買い物などの疑似体験をして社会へ参加することなどを学ぶ「こどものまち CBT」を開催します。 主な関係先:事業者、ボランティア 対象年齢期:小学生期~高校生期	〇開催日(8月24、25、26日) 〇参加者数(899人)	事業者やボランティアと連携して「こどものまち CBT」をきぼーるで開催する。 (8月23、24、25日開催予定)		
109	雇用推進課	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶ「ちばっ子商人育成スクール」(キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進)を実施します。主な関係先:大学、事業者対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期	〇「ちばっ子商人育成スクール」 ・事業数(4事業) ・受講者数(935人)	「ちばっ子商人育成スクール」4事業を実施。 ・西千葉子ども起業塾 ・中学生のための起業体験講座 ・幕張新都心ビジネススクール ・夏休みおしごと感動体験ワクワクワークデー		

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類5)消費生活の様々な分野における教育の促進

番号	所管課 所管課	*ペなガまパこのける教育の促進 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
110	住宅政策課	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期	○マンションセミナー ・実施回数(3回) ・受講者数(110人)	マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催する。
111	建築指導課 (住宅政策課 から事業を移 管)	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期	〇耐震診断·耐震改修出前講座 ·実施回数(6回) ·受講者数(118人)	耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ 出前講座を開催する。
112	生涯学習 振興課	公民館において様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。 主な関係先:公民館、事業者、環境NPO 対象年齢期:全世代	〇実施回数、受講者数(消費生活関連講座) ・実施回数(82回) ・受講者数(990人)	各公民館等において、それぞれの地域の実情や 学習ニーズを踏まえ、引き続き学習機会の提供に 努める。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題2 自立した消費者になるための教育

(分類6)消費者教育を促進するための取り組み

番号	所管課	で促進するための取り組み 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
			様々な団体と連携し、消費生活センターの機能周知や千葉市の消費者教育に関する取組の紹介等を含めた啓発を実施した。(17回)	
113	消費生活センター	消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育に関する啓発等を行います。 主な関係先:庁内関係課、ちばし消費者応援団 対象年齢期:全世代	・青葉の森スポーツプラザ・千葉ポートスクエアにおける啓発(5月) ・エコメッセ2018inちばへのブース出展(10月) ・千葉市民活動フェスタにおける啓発(11月) ・きやっせ物産展2019における啓発(2月) ・千葉そごう及び区役所における消費者教育ポスターの展示(11月~1月、5回) ・庁内関係課主催の講座等での啓発(新規採用職員研修、介護保険・障害福祉サービス事業者説明会、6回)	消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育について効果的に啓発等を行う。
114	消費生活センター	消費者教育を推進するため、個人を対象にちばし 消費者応援団を募り、消費者教育の実践を支援し ます。 主な関係先: — 対象年齢期:成人期	講座や啓発においてちばし消費者応援団を紹介 し、登録を促した。 〇個人会員登録数(93人)	市が主催、後援又は共催するイベントや講座等で制度の周知を図り、ちばし消費者応援団個人会員数の増を図る。
115	消費生活 センター	市が主催又は後援・共催する消費者教育に関連するイベントや啓発資料等の情報を一元化し、市民に情報提供します。 主な関係先:庁内関係課、消費者教育に関する活動を行っている団体及び事業者対象年齢期:全世代	ちばし消費者応援団等が主催する講座等について、ホームページや暮らしの情報いずみに掲載する等、市民に対する情報提供を支援した。 庁内関係課が行っている消費者教育に関する活動についても適宜紹介した。	消費者教育に関する情報の収集に努め、ホーム ページ等で適切に情報提供を行う。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育 (分類6) 消費者教育を促進するための取り組み

	6)消費者教育を促進するための取り組み				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
116	消費生活 センター	様々な講座・講演会等でアンケートを実施し、消費者の要望に応じた講座等を実施します。 主な関係先:- 対象年齢期:小学生期~成人期	講座において実施したアンケートの結果を参考に、 巡回講座の内容に反映させるとともに、消費生活 講座や消費者月間記念講演会のテーマ選定を 行った。	くらしの巡回講座や消費生活講座でアンケートを 実施し、その結果を講座の内容に反映させる。	
117	消費生活センター	学ぶ時間をとることが困難な成人期の市民等に対し、消費者教育を受ける機会を提供します。 主な関係先:- 対象年齢期:成人期	託児付きの講座を企画し、実施した。 〇託児付き講座の実施回数(1回) 託児が必要と思われる世代向けの講座の回数の 減少による。	成人期の市民等が参加できるよう、ボランティアと 連携し、託児付きの講座を実施する。	
118		消費者教育の推進のため、教員や学校に対し、情報提供や研修を行います。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期~成人期(特に若者)	〇職場体験学習実施校数及び生徒数 ・実施校(55校) ・実施生徒数(7,616人) 〇教員向け研修の実施回数及び参加者数 ・実施場所:千葉市消費生活センター ・実施回数:1回(夏休み) ・実施人数:43人 ・専門研修(中学校社会科)で消費者教育についての単元開発について触れることができた。	消費者教育に関する指導用資料等の紹介及び周知を図る。 消費生活センターの利用についての情報提供を行う。 消費者教育コーディネーターの更なる周知を進め、活用を促す。 新学習指導要領に基づいて、消費者教育の内容を幅広く教職員に広める研修機会の増加を検討する。 授業で使用できる消費者教育に関する指導用資料の具体的な活用例等の紹介をする。	

数値目標

個別施策	項目名	単位	令和元年度 (上段∶目標値) 下段∶実績値
69	市民農園・農業体験農園数	箇所	(44)
109	「ちばっ子商人育成スクール」受講者数	Д	(560)

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
59	年代別講座受講者数【離乳食教室】	人	
59	年代別講座受講者数【食の実践教室】	人	
59	年代別講座受講者数【介護予防教室(食事セミナー)】	人	
60	食生活改善推進員(ヘルスメイト)養成講座の実施回数・受講者数	回(人)	
61	健康づくり応援店件数	店	
63	食の安全に関する講演会の実施回数、参加者数	回(人)	
65	食育だより等配布先件数【保育所】	箇所	
65	食育だより等配布先件数【計画策定認定こども園】	箇所	
65	食育だより等配布先件数【学校】	校	

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
67	地産地消に関する市民の理解を深めるためのキャンペーン実施回数	回	
68	小学校における生産者による出張授業の実施校数	校	
69	市民農園数·参加者数	箇所(人)	
69	体験農園数•区画数	箇所(区画)	
69	観光農園数·参加者数	箇所(人)	
70	農山村留学実施校数、参加児童数	校(人)	
72	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法等に関する講座の実施回数・受 講者数	回(人)	
73	シルバー人材センターにおけるパソコンの活用に関する講座の実施回数・受講者数	回(人)	
74	いきいきプラザ・センターにおける高齢者を対象としたパソコンの利用に関する講座の実 施回数・受講者数	回(人)	
75	情報モラルカリキュラム等の配信	校	
76	小・中・特別支援学校の関係する教員に対する研修の実施回数・受講者数	回(人)	
77	エコライフカレンダーの配布部数	部	
78	ホームページを活用した環境に関する啓発(ホームページ更新回数)	回	
79	自然観察会の実施回数・受講者数	回(人)	
81	環境学習モデル校指定数	校	

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
82	環境問題関連の講演会の実施回数、参加者数	回(人)	
83	焼却ごみ削減のための大学生ボランティアグループと連携した啓発活動の実施回数	回	
84	エコレシピ料理の普及啓発活動の実施回数、受講者数	回(人)	
85	GO!GO!へらそうくん 発行回数、部数	回(部)	
86	生ごみ資源アドバイザー登録者数	人	
87	学習会等への生ごみ資源アドバイザー派遣回数、受講者数	回(人)	
88	生ごみ減量処理機の購入費の助成件数	件	
88	生ごみ肥料化容器の購入費の助成件数	件	
89	「へらそうくんルーム」「ごみ分別スクール」の実施数【保育所】	箇所	
89	「へらそうくんルーム」「ごみ分別スクール」の実施数【幼稚園】	箇所	
89	「へらそうくんルーム」「ごみ分別スクール」の実施数【小学校】	箇所	
90	使用済み小型家電の回収ボックス設置箇所	箇所	
91	廃食油の回収拠点からの回収団体数	団体	
92	施設見学の実施回数、参加者数	回(人)	
93	地球温暖化に対する緑化の取組み(緑のカーテン)種配布数、苗配布数	袋(苗)	

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
94	飼育に関する環境教育の実施回数		
95	国際交流等を行う団体への助成件数	団体	
96	姉妹都市との青少年交流の参加者数	人	
97	外国人講師配置数	人	
98	海外の姉妹校・交流校などとの国際交流活動の実施校数	校	
99	外国人児童指導教室設置校数	校	
99	外国人児童生徒指導協力員数	人	
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【ノースバンクーバー市】	人	
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【ヒューストン市】	人	
100	留学生受入及び海外での語学研修派遣数【ザウッドランズ市】	人	
101	退職後のライフプランに関する講座の実施回数、受講率	回(%)	
102	市民法律講座の実施回数		
103	暮らしの情報いずみの発行回数、配布先件数	回(箇所)	
105	巡回講座回数、受講者数	回(人)	
106	消費生活センター資料情報コーナー利用者数	人	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2 自立した消費者になるための教育

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
108	「こどものまちCBT」参加者数	人	
109	「ちばっ子商人育成スクール」事業数、受講者数	事業(人)	
110	マンション適正管理セミナーの実施回数、受講者数	回(人)	
111	耐震診断・耐震改修出前講座の実施回数、受講者数	回(人)	
112	消費生活関連講座の実施回数、受講者数	回(人)	
114	ちばし消費者応援団 個人会員登録数	人	
117	託児付き講座の実施回数	回	
118	職場体験学習実施校数及び生徒数	校(人)	
118	教員向け研修の実施回数及び参加者数	回(人)	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題3 事業者及び事業所への教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題3 事業者及び事業所への教育(分類1)事業者への消費生活に係る政発活動と教育の促進

	1)事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進				
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定	
119	消費生活 センター	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修及び支援を実施します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期	他した。 	相談業務の中で、個別の事業者に対し、関係法令の趣旨等の周知を行うとともに、事業者に対し、事業者訪問において法令・条例に関する説明を実施する。また、事業者・事業者団体の依頼に応じて巡回講座を実施する。	
120		消費者トラブル防止のため、事業者に対し、消費 生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消 費者志向的経営に関する意見交換を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的経営に関する意見交換を行った。 〇事業者数(36件)	事業者に対し、事業者訪問において消費生活に 関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志 向的経営に関する意見交換を行う。	
121	廃棄物 対策課	事業者のごみの減量やリサイクルに関する意識 の高揚を図るため、事業所ごみ通信「リサイクリー ンちば」を発行し、啓発を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	〇発行部数(5,600部)	事業見直し	
122	廃棄物 対策課	事業者のごみの減量やリサイクルに関する意識 の高揚を図るため、講演会を開催し、啓発を行い ます。 主な関係先:- 対象年齢期:成人期	〇実施回数(1回) 参加者数(131人)	事業見直し	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題3 事業者及び事業所への教育

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

課題3 事業者及び事業所への教育

(分類2)職域における消費者教育の促進

番号	所管課	府負有教育の促進 施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
123		市役所新規採用職員対象研修 〇実施回数、受講者数 ·実施回数(2回) ·受講者(152人)/受講対象者(153人)	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者 被害防止のための啓発講座を実施する。	
123	消費生活センター	主な関係先:一 対象年齢期:成人期(特に若者)	人材育成課の実施する新規採用職員研修の一つとして消費者教育をテーマとした講座を実施した。 〇実施回数、受講者数 ・実施回数(2回) ・受講者数(152人)/受講対象者(153人)	千葉市の新規採用職員に対して行う消費者被害 防止のため講師を派遣する。
124	消費生活センター	事業者・事業者団体と連携し、新入社員等に対し 消費者トラブル防止のための講座を実施します。 主な関係先:事業者、事業者団体 対象年齢期:成人期	新入社員対象研修について連携の申し出がなかったため実施せず。 〇実施回数、受講者数(-)	新入社員研修での講座を、企業等と連携して実施 する。
125		消費者教育担当課が連携した取り組みを行えるよう、職員に対して消費者教育に関する研修を実施します。 主な関係先:庁内関係課対象年齢期:成人期	研修は実施せず 〇実施回数、受講者数(一) ・庁内関係課に情報紙「暮らしの情報いずみ」を送付するなど、消費生活に関する情報提供を適宜実施した。	消費者教育に関する情報提供を行い、庁内にお ける連携強化を図る。

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題3 事業者及び事業所への教育

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
119	事業者を対象とした消費者志向的な経営に関する研修の実施回数、受講者数	回(人)	
120	消費者トラブル防止のための意見交換の実施事業者数	件	
121	「リサイクリーンちば」配布部数	部	
122	事業者を対象としたごみの減量やリサイクル促進に関する講演会の実施回数、参加者 数	回(人)	
123	千葉市の新規採用職員を対象とした講座実施回数、受講者数	回(人)	
124	新入社員等を対象とした消費者トラブル防止のための講座の実施回数、受講者数	回(人)	
125	市職員を対象とした消費者教育に関する研修の実施回数、受講者数	回(人)	

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題4 担い手の育成・支援

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題4 担い手の育成・支援

(分類1)関係機関との連携

番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定
126		消費者教育ワーキンググループ等を通して教育 委員会と連携し、学校における消費者教育の推進 を図ります。 主な関係先:教育委員会、学校 対象年齢期:小学生期、中学生期、成人期	消費者教育ワーキンググループを開催し、学校に関する消費者教育の推進について検討を行った。(1回) 消費者教育ワーキンググループとの連携のもと、教員を対象とした成年年齢引き下げ及び消費生活・環境に関する講座及び、消費者教育ポスター事業を実施した。	消費者教育ワーキンググループと連携し、学校に おける消費者教育を推進するため、様々な取り組 みを実施する。
127	環境保全課	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちば し温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者 に対する啓発活動を行います。 主な関係先:市民、事業者、学識経験者、学校関 係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、 千葉県地球温暖化防止活動推進センター 対象年齢期:全世代	〇実施回数、参加者数 (6回、947人)	ちばし温暖化対策フォーラムによる啓発活動を行 う。
128	生涯学習 振興課	国際理解教育に係る取組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。 主な関係先:千葉ユネスコ協会 対象年齢期:全世代	千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援した。 (千葉市社会教育関係団体事業補助金の交付)	国際理解教育に係る取組みを行う千葉ユネスコ 協会が実施する社会教育活動を支援する。 (千葉市社会教育関係団体事業補助金の交付)

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)課題4 担い手の育成・支援

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題4 担い手の育成・支援

(分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

	類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援					
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定		
129	市民自治推進課	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。主な関係先:ボランティア団体、NPO団体対象年齢期:中学生期~成人期	○諸室の利用件数、利用者数 ・会議室利用件数 735件 ・談話室利用件数 780件(計1,515件) ・(消費者保護に関する)登録団体(8団体) ○施設利用者数 (17,532人)	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行う。		
130	消費生活 センター	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。主な関係先:地域団体、事業者対象年齢期:全世代	庁内関係課が主催する事業者説明会等の機会を 活用し、団体会員の周知を実施した 〇団体会員数(98団体)	ちばし消費者応援団の制度を周知し、消費者教育 に関する活動を行う地域団体や事業者等の登録 を促す。		
131	消費生活センター	千葉市民活動支援センターと連携し、消費者団体 の活動促進を図ります。 主な関係先:千葉市民活動支援センター 対象年齢期:全世代	千葉市民活動フェスタにて展示を行い、消費生活 センターの事業について周知を行った。	消費生活センターの事業内容を消費者団体等に 周知するため、千葉市民活動支援センター主催の イベント等へ参加する。		
132	消費生活センター	ちばし消費者応援団の活動を支援するため、登録者に対し消費生活センター内の諸室の貸し出し、ポスター掲示や資料の配架等を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	ちばし消費者応援団登録者の依頼に基づき、主催するイベント等についてポスターの掲示や暮らしの情報いずみで紹介を行ったほか、活動場所としてセンターの貸出を実施した。 〇貸出回数(延べ53回)	ちばし消費者応援団登録者に対し消費生活センター内の諸室の貸し出し、ポスター掲示や資料の配架等を行う。		

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題4 担い手の育成・支援

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題4 担い手の育成・支援 (分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

	分類2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援					
番号	所管課	施策の内容	平成30年度事業実績	令和元年度実施予定		
133	地域福祉課	市及び各区のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行います。 主な関係先:ボランティア団体 対象年齢期:小学生期~成人期	〇ボランティア活動支援講座 講座開催日数(72日) 受講者数(773人)	市及び各区のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行う。		
134	環境保全課	大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を 行っているボランティア団体の講習会や普及啓発 などの活動を支援します。 主な関係先:ボランティア団体 対象年齢期:高校生期、成人期	炭焼に関するスキルアップ講座の開催 ・講座開催回数(1回) ・受講者数(10人)	大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を 行っているボランティア団体の講習会や普及啓発 などの活動を支援する。		
135	廃棄物 対策課	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」行動協定店の取り組みの周知を図ります。 主な関係先:事業者対象年齢期:全世代	○ちばルール行動協定店件数 ・事業者数(50事業者) ・店舗数(163店舗)	「ちばルール」行動協定店の拡充に向け、行動協定店の積極的なPRを行うとともに、募集活動を行う。		
136	収集業務課	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。 主な関係先:集団回収団体対象年齢期:全世代	〇古紙·布類回収量(10,837t)	集団回収団体への補助金交付や保管庫等の設 置などに対する支援を引き続き行う。		
137	生涯学習 振興課	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行い、消費者教育に関連する分野で活動するボランティア団体等を支援します。 主な関係先:ボランティア団体 対象年齢期:高校生期、成人期	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行った。 ちば生涯学習ボランティアセンター登録者研修ボランティア先生紹介ミニ講座として、市民への有益な情報提供(消費者教育)を目的とした「失敗しない外壁塗装」を実施した。	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供 や研修等を行う。		

個別施策	項目名	単位	令和元年度 実績値
127	ちばし温暖化対策フォーラムによる啓発活動の実施回数、参加者数	回(人)	
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【諸室(会議室)利用件数】	□	
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供 【諸室(談話室)利用件数】		
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【(消費者保護に関する)登録団体数】	団体	
129	ボランティア活動やNPO活動に関する活動場所の提供【施設利用者数】	人	
130	ちばし消費者応援団 団体会員登録数	団体	
132	消費生活センター内の諸室貸出回数	回	
133	ボランティア活動支援講座の開催日数、受講者数	日(人)	
135	ちばルール協定店件数	店	
136	古紙·布類回収量	t	